

エイルマンション光の森 Jタイプ

212

号室

ご契約期間

5年

『THE すまいの保険』お見積書（水災補償有りプラン）

お払込方法：一括払（口座振替）

（所在地：熊本県／プラン：ベーシックⅠ型／建築年月：2025年12月／保険始期日：鍵引渡日または融資実行日／M構造／自己負担額：「建物外部からの物体の落下・飛来」「水濡れ」「騒擾」「不測かつ突発的な事故」は自己負担金5万円有り／臨時費用保険金：支払額 損害保険金 × 10% 支払限度額 100 万円または保険金額 × 10 %のいずれか低い額／住宅購入者規模割引：有り／建築年割引（地震保険）：あり／安心更新サポート：あり）

作州商事より ご案内の火災保険料は、「エイルマンション光の森」を新規でご購入いただきますお客様に対し、作州商事特有の保険料割引[住宅購入者規模割引 9. 75%割引]を適用させていただいております。

●シンプルタイプ《建物のみご契約の場合》

保険の対象		ご契約金額(保険金額)	保険料内訳	(火災保険料+地震保険料)
基本	建物	1,700万円	45,910円	72,180円
地震	建物	850万円	26,270円	

①スタンダードタイプ《建物+家財1, 200万円》

保険の対象		ご契約金額(保険金額)	保険料内訳	(火災保険料+地震保険料)
基本	建物	1,700万円	45,910円	140,380円
	家財	1,200万円	49,660円	
地震	建物	850万円	26,270円	
	家財	600万円	18,540円	

②スタンダードタイプ《建物+家財800万円》

保険の対象		ご契約金額(保険金額)	保険料内訳	(火災保険料+地震保険料)
基本	建物	1,700万円	45,910円	118,020円
	家財	800万円	33,480円	
地震	建物	850万円	26,270円	
	家財	400万円	12,360円	

③スタンダードタイプ《建物+家財500万円》

保険の対象		ご契約金額(保険金額)	保険料内訳	(火災保険料+地震保険料)
基本	建物	1,700万円	45,910円	106,520円
	家財	500万円	26,610円	
地震	建物	850万円	26,270円	
	家財	250万円	7,730円	

④スタンダードタイプ《建物+家財300万円》

保険の対象		ご契約金額(保険金額)	保険料内訳	(火災保険料+地震保険料)
基本	建物	1,700万円	45,910円	97,630円
	家財	300万円	20,810円	
地震	建物	850万円	26,270円	
	家財	150万円	4,640円	

◆上記の火災保険、地震保険のプランが決まりましたら、ご自身のお部屋の給排水管等からの水漏れによる階下のお部屋への損害賠償事故に備え、「個人賠償責任特約」もしくは「施設賠償責任特約」のお申込みもご検討ください。

◎マンションのお部屋に居住される場合やセカンドハウスとして使用される場合は、「個人賠償責任特約」をご検討ください。

◎マンションのお部屋を賃貸に出す場合、法人様ご契約の場合は、「施設賠償責任特約」をご検討ください。

お部屋を賃貸に出す場合や法人様ご契約の場合は、「個人賠償責任特約」では給排水管等の水漏れによる階下の水濡れ損害は補償の対象になりませんが、代わりに「施設賠償責任特約」をお申込みいただくことで補償の対象となります。

特約の種類	保険金額【お支払限度額】	(特約保険料)
個人賠償責任特約	無制限(海外では1事故あたり1億円)	8,420円
施設賠償責任特約	1事故あたり1億円	1,580円

※「個人賠償責任特約」は、火災保険の他に自動車保険や傷害保険など

ご自身の自動車保険や傷害保険で【個人賠償責任特約】を付けて契約されている場合は、この度ご案内させていただきます火災保険の「個人賠償責任特約」は補償が重複しますので、お申込みは不要です。

最終的にご案内させていただきます保険料は、(火災保険料+地震保険料)に、「個人賠償責任特約」もしくは「施設賠償責任特約」の(特約保険料)を合算しました金額になります。

『THE すまいの保険』お見積書についてのご注意点

- ・火災保険のご契約期間、保険料お支払い方法につきましては、一律で **5年契約、長期一括払い（口座振替）** にてご案内しております。
- ・地震保険のご契約金額（保険金額）は、火災保険のご契約金額の 30～50%に相当する範囲内で定めることとなっておりますが、この度は 50%相当にてご案内しております。
- ・お部屋の階数が、1階と2階のお客様にはパンフレット3～4ページに記載の「ベーシック（I型）」と「ベーシック（I型）水災なし」の2パターンのプランからご案内を、3階以上のお客様には「ベーシック（I型）水災なし」のプランのみご案内しております。
※水災なしとは…
水災補償を付けられない場合、水災のリスクに応じた保険料分が割引となりますが、水災による床上浸水や土砂災害による損害は補償されませんのでご注意ください。
- ・自己負担額の設定につきまして、
「火災・落雷・破裂・爆発」、「風災・雹災・雪災」、「水災」、「盗難」は0円にてご案内しておりますが、「建物外部からの物体の落下・飛来」、「水濡れ」、「騒擾」、「不測かつ突発的な事故」につきましては、自己負担額は5万円となります。
- ・臨時費用保険金につきましては、損害保険金×10%（100万円または保険金額×10%のいずれか低い額）にてご案内しております。

・「個人賠償責任特約」及び「施設賠償責任特約」について

「個人賠償責任特約」では、日常生活においてお客様ご自身またはご家族の方が偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。（お部屋から漏水して階下に水濡れ損害を与えた。自転車で買い物中に歩行者とぶつかってしまった等）

マンション内でのトラブル回避の為、ご自身のお部屋の給排水管等からの水漏れによる階下への損害賠償事故に備え、是非「個人賠償責任特約」のお申込みをご検討ください。

「個人賠償責任特約」のご契約金額は、一律で「無制限（国外は1億円限度）」の補償をご案内させていただきます。

※「個人賠償責任特約」は、この度ご案内の火災保険の他に自動車保険や傷害保険などに【特約】としてお申込みが出来ます。

ご自身の自動車保険や傷害保険で「個人賠償責任特約」を付けて契約されている場合は、この度ご案内させていただきます火災保険の「個人賠償責任特約」は補償が重複しますので、お申込みは不要です。

- マンションのお部屋を賃貸に出される場合（親族居住用の場合も含みます）や法人様のご契約の場合は、「施設賠償責任特約」のお申込みをご検討ください。

「個人賠償責任特約」は日常生活上の損害賠償事故を補償するものですが、マンションのお部屋を賃貸に出される場合、ご契約者本人が居住せず親族が居住する場合、法人様が所有するお部屋の場合は、そのお部屋がご契約者様にとって日常生活の場ではない為、日常生活上の損害賠償事故を補償します「個人賠償責任特約」ではお部屋の設備の不具合（給排水管の劣化等）により発生した水漏れによる階下への損害賠償事故が補償されません。

代わりに「施設賠償責任特約」をお申込みいただくことで補償の対象となります。

- 上記のとおり、マンションのお部屋を賃貸に出される場合（親族居住用の場合も含みます）や法人様のご契約の場合に「施設賠償責任特約」をお申込みされた場合でも、そのお部屋に居住される親族の方や法人代表者様に対しましては、そのお部屋は日常生活の場となりますので「個人賠償責任特約」をお申込みしておかないと、以下のような日常生活上の損害賠償事故が補償されません。

- ・洗濯機で洗濯中に排水ホースが緩んでいた為、排水が階下へ漏水し水濡れ損害を与えてしまった。
- ・トイレに物を詰まらせてしまい、階下へ漏水し水濡れ損害を与えてしまった。

※このようなケースに備え実際にお部屋に居住される方の保険のお申込みもご希望の場合は、火災保険アンケートフォームの「その他ご質問・ご要望欄」にご入力をお願い致します。
後日担当者からご連絡をさせていただきます。

※パンフレットの11ページに「個人賠償責任特約」と「施設賠償責任特約」のご説明が記載されていますので、ご確認いただけますようお願い致します。

（補足のご説明）

マンションのお引渡しが完了しますとマンション管理組合が設立されて、管理組合様がマンション共用部分に火災保険（マンション総合保険）をかけられます。

また、この共用部分のマンション総合保険の特約でも、マンション入居者の方々を被保険者とし「個人賠償責任特約」を包括契約で付けるようになっています。

この「個人賠償責任特約の包括契約」でも、マンションのお部屋の給排水管等からの水漏れによる階下への損害が補償されますが、近年のマンション総合保険は以下に記載のように【**保険金支払いカウント期間**】というものが設定され、その期間の保険金支払件数によって次回の保険料が変動をするという保険商品になっています。

【保険金支払いカウント期間とは】

マンション総合保険の満期更新日から6カ月遡った日を起算日として、そこから過去2年間の間に支払われた保険金の支払い件数によって次回の更新保険料が変動します。

期間中保険金支払い件数が多くなると更新保険料がかなり値上がりをするというケースがあります。

保険金支払いカウント期間中にマンションのお部屋で水漏れ事故が起こってしまった場合、スムーズにマンション総合保険の「個人賠償責任特約の包括契約」が使えないといったケースも想定されますので、ご自身の火災保険に「個人賠償責任特約」を付けていただくことをお勧め致します。

※ご質問、不明な点がありましたら、アンケートにご入力いただくか、作州商事㈱ 保険課にお問い合わせください。